

## 西条商工会議所経営発達支援計画 事業評価委員会 設置規程

(名 称)

第1条 本委員会は、西条商工会議所経営発達支援計画事業評価委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、西条商工会議所経営発達支援計画に記載された事業（以下「本事業」という）の進捗状況やその効果について、客観的な評価を行い、もって爾後の円滑な事業の推進ならびに更なる事業効果の拡大に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を実施する。

- (1) 本事業に対する評価
- (2) 本事業に対する見直し等の提示
- (3) その他本事業の実施に関して必要な事項

(委 員)

第4条 委員は学識経験者等から会頭が委嘱する。

2. 委員は若干名とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

(委員長、副委員長の選任)

第6条 委員長は委員の互選により選出する。

2. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(委員長、副委員長の職務)

第7条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2. 委員会は委員長が招集し、その議長は委員長が務める。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(任 期)

第8条 委員の任期は、委嘱日から5年間とする。ただし、欠員補充等により委嘱された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員謝金・旅費等)

第9条 委員に対し謝金・旅費は原則支給しない。

(会議の開催)

第10条 本委員会は、必要に応じて開催する。

(専門家の招聘)

第11条 本委員会は、必要に応じて専門家を招聘することができる。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

## 附 則

(実施の時期)

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 平成31年3月に認定された西条商工会議所経営発達支援計画に係る評価委員の任期は4年間とする